

○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成八年通商産業省令第十六号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>別表（略）</p>

輸出貿易管理令第四条第一項第五号に規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する告示案新旧対照条文
 ○輸出貿易管理令第四条第一項第五号に規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物（平成十二年経済産業省告示第九百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第六号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する告示案新旧対照条文
 ○輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物（平成十三経済産業省告示第七百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は次のいずれかに該当するものとする。 一～二十六（略）</p>	<p>輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物は次のいずれかに該当するものとする。 一～二十六（略）</p>

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入した文書等案新旧対照条文

○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入した文書等（平成十三経済産業省告示第七百六十号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条 第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動 向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条 第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経 済産業省が作成した文書等</p> <p>三 (略)</p>

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第四号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成十三経済産業省告示第七百五十九号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>別表</p> <p>一（略）</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四條第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三（略）</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>別表</p> <p>一（略）</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四條第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三（略）</p>